

重要病害虫の特別防除等（継続）

1. 趣 旨

火傷病等の我が国未発生の重要病害虫が侵入・まん延した場合、我が国の農業生産に甚大な被害を与えることから、これらの病害虫の侵入を未然に防止するとともに、万が一侵入した場合には根絶に向けた早期の防除対策を講じる必要がある。

このため、我が国が侵入を警戒する病害虫の侵入警戒調査を実施するとともに新たな発生が見られた病害虫に対し、その重要度に応じた適切な防除対策を講じる。

さらに、侵入を警戒している病害虫が我が国に発生していることを理由に相手国が我が国からの農産物の輸入を禁止している場合があり、輸入解禁要請を相手国に要求するために必要な調査等を実施する。

2. 事業内容

- (1) 重要病害虫侵入警戒調査等の実施
- (2) 移動規制病害虫特別防除
- (3) 重要病害虫の防除
- (4) 特殊病害虫緊急防除
- (5) アリモドキゾウムシ根絶防除
- (6) 輸出検疫条件の確立

3. 事業実施主体

都道府県

4. 補助（交付）率

定額(10/10・9/10・1/2以内)

5. 事業実施期間 平成17年度～

6. 平成18年度概算決定額

食の安全・安心確保交付金

2,702(2,742)百万円の内数

【担当課：消費・安全局 植物防疫課】